



宮 崎 県 公 報

平成28年 4 月 21 日 (木曜日) 第 2787 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

- 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則…………… (情報政策課) 1
 - 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 3
- ### 告 示
- 県税の収納の事務の委託…………… (税務課) 9
 - 民有林の保安林の指定 (4 件) …………… (自然環境課) 10
 - 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先

頁

- 人不明について…………… (自然環境課) 11
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 11

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 11
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 11
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 11
- 公共測量の実施 (2 件) …………… (管理課) 12
- 入札公告…………… 12

公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について…………… 13

規 則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年 4 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第57号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年宮崎県条例第45号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、宮崎県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領 (平成22年12月20日定め) 第 3 条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱 (平成26年 7 月 24 日定め) 第 5 条の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

3 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第19条第 1 項の規定に準じて行う保護の決定又は実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第 9 項において準用する同条第 1 項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第77条第 1 項又は第78条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う費用の徴収に関する事務
- (6) 生活保護法第78条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務

4 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成 9 年宮崎県条例第25号。以下「県営住宅条例」という。) 第62条又は第64条において準用する県営住宅条例第 7 条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 県営住宅条例第64条において準用する県営住宅条例第11条第 1 項又は第28条第 3 項の規定による家賃の決定に関する事務
- (3) 県営住宅条例第62条又は第64条において準用する県営住宅条例第13条 (県営住宅条例第28条第 4 項及び第29条第 8 項において準用

- する場合を含む。)の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 県営住宅条例第62条又は第64条において準用する県営住宅条例第15条第2項の敷金の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 県営住宅条例第62条又は第64条において準用する県営住宅条例第24条第1項又は第25条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 県営住宅条例第64条において準用する県営住宅条例第29条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務
- (7) 県営住宅条例第64条において準用する県営住宅条例第29条第7項の規定による明渡しの期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務
- (8) 県営住宅条例第64条において準用する県営住宅条例第30条の規定によるあっせん等に関する事務
- (9) 県営住宅条例第62条又は第64条において準用する県営住宅条例第33条第1項(第7号を除く。)の規定による明渡しの請求に関する事務
- 5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励事業実施要綱(平成28年3月24日定め)第4条の規定により提出する書類に係る事実についての審査に関する事務とする。
- 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、公立高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)給付要綱(平成27年6月4日定め)第6条の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。
- 7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
- (1) 県立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱(平成26年11月11日定め)第2条第1項に規定する学び直し支援金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 県立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱第6条第1項の規定による収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (条例別表第2の規則で定める事務及び情報)
- 第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は第2条第3項各号に掲げる事務とし、条例別表第2の1の項の規則で定める情報は次の各号に掲げる情報とする。
- (1) 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者(以下「要保護者等」という。)に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- (2) 要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
- (3) 要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- (4) 要保護者等に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (5) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付に関する情報
- (6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
- (7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の障害児福祉手当の支給に関する情報
- (8) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報
- (9) 要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 第2条第4項第1号、第3号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事務 次に掲げる情報
- ア 県営住宅条例第3条第5号の地域特別賃貸住宅及び同条第6号の準特定優良賃貸住宅の入居者又は同居者(以下この項において「県営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- イ 県営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 県営住宅入居者等に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報
- (2) 第2条第4項第2号、第6号及び第8号に掲げる事務 前号ア及びイに掲げる情報
- (条例別表第3の規則で定める事務及び情報)
- 第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は第2条第3項各号に掲げる事務とし、条例別表第3の1の項の規則で定める情報は次の各号に掲げる情報とする。
- (1) 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報
- (2) 要保護者等に係る学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の実施に関する情報
- 2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は第2条第3項各号に掲げる事務とし、条例別表第3の2の項の規則で定める情報は前項各号に掲げる情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第58号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金の引継ぎ等)</p> <p>第45条 市町村長が法第48条第3項の規定により個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金を所長に引き継ぐ場合又は所長が同条第1項の規定による期間が満了したことにより当該徴収金を市町村長に引き継ぐ場合においては、徴収引継書（別記様式第135号）を2部作成の上、所長又は市町村長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 所長は、法第48条第7項の規定により、<u>徴収及び滞納処分</u>の状況を市町村長に通知する場合には、徴収及び滞納処分状況通知書（別記様式第136号）によって第1項の徴収引継書を<u>交付</u>する際併せて通知しなければならない。</p> <p>様式第135号（第45条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>地方税法第48条第3項の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第136号（第45条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>地方税法第48条第7項の規定により、下記のとおり通知します。</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	地方税法第48条第3項の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。	[略]	[略]	[略]	[略]	地方税法第48条第7項の規定により、下記のとおり通知します。	[略]	<p>(個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金の引継ぎ等)</p> <p>第45条 市町村長が法第48条第3項<u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定により個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金を所長に引き継ぐ場合又は所長が同条第1項の規定による期間が満了したことにより当該徴収金を市町村長に引き継ぐ場合においては、徴収引継書（別記様式第135号）を2部作成の上、所長又は市町村長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 所長は、法第48条第7項<u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定により<u>徴収及び滞納処分</u>の状況を市町村長に通知する場合には、徴収及び滞納処分状況通知書（別記様式第136号）によって第1項の徴収引継書を<u>送付</u>する際併せて通知しなければならない。</p> <p>様式第135号（第45条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>地方税法第48条第3項<u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第136号（第45条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>地方税法第48条第7項<u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、下記のとおり通知します。</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	地方税法第48条第3項 <u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。	[略]	[略]	[略]	[略]	地方税法第48条第7項 <u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、下記のとおり通知します。	[略]
[略]																			
[略]																			
地方税法第48条第3項の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
地方税法第48条第7項の規定により、下記のとおり通知します。																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
地方税法第48条第3項 <u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
[略]																			
地方税法第48条第7項 <u>(同条第8項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、下記のとおり通知します。																			
[略]																			

別記様式第147号を次のように改める。

様式第 147号 (第51条関係)

営 業 所 等 設 置 届 出 書

付 受 印 宮崎県知事 殿 年 月 日	届 出 者	住(居)所 (所在地)					
		氏 名 (名称及び 代表者名)	(印)				
		法人番号 <small>※個人番号は記載不要</small>					
宮崎県税条例第31条の6第1項の規定により下記のとおり届け出ます。							
(1) 新 た に 設 置 し た 営 業 所 等	名 称		所 在 地				
	支払の事務又は支払の取扱いの事務に係る法第23条第1項第14号の利子等の種類(該当するもののコードを○で囲む。)	コード	コード				
		01	特定公社債以外の公社債の利子	12	定期積金の給付補てん金		
		02	銀行預金利子	13	掛金の給付補てん金		
		03	銀行以外の金融機関の預貯金利子	14	抵当証券の利息		
		04	勤務先預金等の利子	15	貴金属等の売戻し条件付売買の利益		
		05	合同運用信託の収益の分配	16	外貨建預貯金等の為替差益		
		06	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	17	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		
		07	郵便貯金利子	18	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		
		08	国外一般公社債等の利子等	21	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		
09		財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	22	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの			
23	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配						
(2) 新たに設置した営業所等において徴収した県民税利子割の申告納入を取り扱う営業所等	県	名 称					
		所 在 地					
	利子等の種類 (○で囲む。)	01 02 03 04 05 06 07 08 09					
		12 13 14 15 16 17 18 21 22 23					
	営	名 称					
		所 在 地					
利子等の種類 (○で囲む。)	01 02 03 04 05 06 07 08 09						
	12 13 14 15 16 17 18 21 22 23						

(備考) 1 この届出書は、営業所等の開設の日から15日以内に提出してください。
 2 (2)中「県」とは県内の営業所分を一括納入する場合を、「営」とは営業所等ごとに納入する場合を示します。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																		
<p>様式第 147号の 3 (第51条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">[略] 宮崎県知 事殿 [略]</td> <td style="width:5%; text-align:center;">届 出 者</td> <td style="width:40%; text-align:center;">[略] 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</td> <td style="width:40%; text-align:right;">⑩</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略] 宮崎県知 事殿 [略]	届 出 者	[略] 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	⑩	[略]				<p>様式第 147号の 3 (第51条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">[略] 宮崎県知 事 殿 [略]</td> <td style="width:5%; text-align:center;">届 出 者</td> <td style="width:40%; text-align:center;">[略] 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</td> <td style="width:40%; text-align:right;">⑩</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align:center;">法 人 番 号</td> <td style="text-align:center;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align:center;"><small>※個人番号は記載不要</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略] 宮崎県知 事 殿 [略]	届 出 者	[略] 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	⑩			法 人 番 号				<small>※個人番号は記載不要</small>		[略]																													
[略] 宮崎県知 事殿 [略]	届 出 者	[略] 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	⑩																																																
[略]																																																			
[略] 宮崎県知 事 殿 [略]	届 出 者	[略] 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	⑩																																																
		法 人 番 号																																																	
		<small>※個人番号は記載不要</small>																																																	
[略]																																																			
<p>様式第 184号 (第73条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">[略] 氏 名 (名 称)</td> <td style="width:50%; text-align:right;">⑩</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略] 氏 名 (名 称)	⑩	[略]		[略]		<p>様式第 184号 (第73条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">[略] 氏 名 (名 称)</td> <td style="width:50%; text-align:right;">⑩</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;"><small>個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)</small></td> <td style="text-align:center;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略] 氏 名 (名 称)	⑩	<small>個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)</small>		[略]		[略]																																					
[略] 氏 名 (名 称)	⑩																																																		
[略]																																																			
[略]																																																			
[略] 氏 名 (名 称)	⑩																																																		
<small>個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)</small>																																																			
[略]																																																			
[略]																																																			
<p>様式第 185号 (第75条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">宮崎県税条例施行規則第75条第 2 項の規定によって、下記 のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細</td> <td style="width:95%;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">[略]</td> <td style="width:80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">所有者の氏名 又は名称</td> <td style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		宮崎県税条例施行規則第75条第 2 項の規定によって、下記 のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。		[略]		機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">[略]</td> <td style="width:80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">所有者の氏名 又は名称</td> <td style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	所有者の氏名 又は名称	[略]	[略]		[略]		<p>様式第 185号 (第75条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">宮崎県税条例施行規則第75条第 2 項の規定により、下記 のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細</td> <td style="width:95%;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">[略]</td> <td style="width:80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">所有者の氏名 又 は 名 称</td> <td style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		宮崎県税条例施行規則第75条第 2 項の規定により、下記 のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。		[略]		機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">[略]</td> <td style="width:80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">所有者の氏名 又 は 名 称</td> <td style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	所有者の氏名 又 は 名 称	[略]	[略]		[略]																			
[略]																																																			
宮崎県税条例施行規則第75条第 2 項の規定によって、下記 のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。																																																			
[略]																																																			
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">[略]</td> <td style="width:80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">所有者の氏名 又は名称</td> <td style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	所有者の氏名 又は名称	[略]	[略]																																													
[略]	[略]																																																		
所有者の氏名 又は名称	[略]																																																		
[略]																																																			
[略]																																																			
[略]																																																			
宮崎県税条例施行規則第75条第 2 項の規定により、下記 のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。																																																			
[略]																																																			
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">[略]</td> <td style="width:80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">所有者の氏名 又 は 名 称</td> <td style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	所有者の氏名 又 は 名 称	[略]	[略]																																													
[略]	[略]																																																		
所有者の氏名 又 は 名 称	[略]																																																		
[略]																																																			
[略]																																																			
<p>様式第 186号 (第75条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">宮崎県税条例施行規則第75条第 3 項の規定によって下記の とおり返納します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">返 税 納 証 す の 内 免 訳</td> <td style="width:95%;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		宮崎県税条例施行規則第75条第 3 項の規定によって下記の とおり返納します。		[略]		返 税 納 証 す の 内 免 訳	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	[略]	[略]						[略]		<p>様式第 186号 (第75条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">宮崎県税条例施行規則第75条第 3 項の規定により、下記の とおり返納します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">返 税 納 証 す の 内 免 訳</td> <td style="width:95%;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		宮崎県税条例施行規則第75条第 3 項の規定により、下記の とおり返納します。		[略]		返 税 納 証 す の 内 免 訳	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	()	()	()	()	()	[略]	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券		[略]						[略]	
[略]																																																			
宮崎県税条例施行規則第75条第 3 項の規定によって下記の とおり返納します。																																																			
[略]																																																			
返 税 納 証 す の 内 免 訳	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:10%;">リットル券</td> <td style="width:50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	[略]	[略]																																											
リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	[略]																																														
[略]																																																			
[略]																																																			
[略]																																																			
宮崎県税条例施行規則第75条第 3 項の規定により、下記の とおり返納します。																																																			
[略]																																																			
返 税 納 証 す の 内 免 訳	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:10%;">()</td> <td style="width:50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td style="text-align:center;">リットル券</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	()	()	()	()	()	[略]	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券		[略]																																					
()	()	()	()	()	[略]																																														
リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券																																															
[略]																																																			
[略]																																																			
<p>様式第 187号 (第76条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%; text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:100%; text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	<p>様式第 187号 (第76条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%; text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width:100%; text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]																																														
[略]																																																			
[略]																																																			
[略]																																																			
[略]																																																			

下記の免税軽油使用者証を紛失しましたので、宮崎県税条例施行規則第76条第1項の規定によって届け出します。

[略]

紛税失証のた内免訳	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

下記の免税軽油使用者証を紛失しましたので、宮崎県税条例施行規則第76条第1項の規定により届け出ます。

[略]

紛税失証のた内免訳	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

様式第 191号 (第79条関係)

様式第 191号 (第79条関係)

[略]

特別徴収義務者	[略]	氏 名 (名称)	Ⓜ
	[略]	[略]	[略]

地方税法第 144条の29第 1 項の規定によって、下記のとおり徴収猶予を申請します。

[略]

納期限までに受け取れなかったものの内訳	引 渡 先	引 渡 先		引渡した軽油の数	[略]
		住(居)所(所在地)	氏 名(名称)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

[略]

特別徴収義務者	[略]	氏 名 (名称)	Ⓜ
	[略]	法人番号 ※個人番号は記載不要	[略]

地方税法第 144条の29第 1 項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

[略]

納期限までに受け取れなかったものの内訳	引 渡 先	引 渡 先		引き渡した軽油の数	[略]
		住(居)所(所在地)	氏 名(名称)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

様式第 192号の 2 (第80条の 2 関係)

様式第 192号の 2 (第80条の 2 関係)

[略]

特別徴収義務者	[略]	氏名 (名称)	Ⓜ
	[略]	[略]	[略]

地方税法第 144条の31第 1 項の規定によって、別紙証明書

[略]

特別徴収義務者	[略]	氏名 (名称)	Ⓜ
	[略]	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	[略]

地方税法第 144条の31第 1 項の規定により、別紙証明書類

類を添えて下記のとおり届け出します。

[略]

届出内容の内訳	販売契約による軽油の引渡	[略]
	[略]	

[略]

様式第 192号の 7 (第80条の 4 関係)

[略]

[略]	所 長	課税課長	[略]
特別徴収義務者	住(居)所(所在地)	氏 名(名称)	[略]
		⑩	
		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	

[略]

様式第 192号の 8 (第80条の 4 関係)

[略]

届出者	氏 名(名称)	⑩
		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)
		[略]

宮崎県税条例第57条第 3 項の規定によって、下記のとおり届け出ます。

[略]

様式第 196号の 2 (その 1) (第84条の 3 関係)
(表)

[略]

申請者	フリガナ氏 名	[略]
身体障がい者(イ)	フリガナ氏 名	[略]
減免(減免申請は不要)取消の申請	(取消の理由)	

を添えて下記のとおり届け出ます。

[略]

届出内容の内訳	販売契約による軽油の引渡し	[略]
	[略]	

[略]

様式第 192号の 7 (第80条の 4 関係)

[略]

[略]	所 長	課 長	[略]
特別徴収義務者	住(居)所(所在地)	氏 名(名称)	[略]
		⑩	
		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	

[略]

様式第 192号の 8 (第80条の 4 関係)

[略]

届出者	氏 名(名称)	⑩
		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)
		[略]

宮崎県税条例第57条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

[略]

様式第 196号の 2 (その 1) (第84条の 3 関係)
(表)

[略]

申請者	フリガナ氏 名	[略]
身体障がい者(イ)	フリガナ氏 名	[略]
減免(減免申請は不要)取消の申請	(取消しの理由)	

[略]

[略]

(裏)

[略]

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

1～6 [略]

- (その他)
- 1 自動車税減免申請理由証明書又は常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。
 - 2 障がいの内容によって減免の対象となる障がい等級が異なりますのでご注意ください。
 - 3 この申請書の記入にあたってご不明な点がありましたら、最寄りの県税・総務事務所におたずねください。
 - 4 現在、減免を受けている場合に、減免の取消を希望する方は、この様式により申請してください。

様式第 196号の 2 (その 2) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	氏 名 (名 称) ㊟
[略]		[略]	

- (注意) 1 [略]
- 2 この申請書は、毎年度納期限までに提出してください。

様式第 196号の 2 (その 2 の 2) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	氏 名 (名 称) ㊟
[略]		[略]	

- (注意) 1 [略]
- 2 この申請書は、毎年度納期限までに提出してください。
- 3 [略]

様式第 196号の 2 (その 3) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	氏 名 (名 称) ㊟
[略]		[略]	

- (注意) 1 [略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

1～6 [略]

7 申請者及び身体障がい者等の個人番号カード

8 窓口に来られた方の本人確認ができる書類等

- (その他)
- 1 自動車税減免申請理由証明書又は常時介護証明書は福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。
 - 2 障がいの内容によって減免の対象となる障がい等級が異なりますので御注意ください。
 - 3 この申請書の記入に当たって御不明な点がありましたら、最寄りの県税・総務事務所にお尋ねください。
 - 4 現在、減免を受けている場合に、減免の取消しを希望する方は、この様式により申請してください。

様式第 196号の 2 (その 2) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	氏 名 (名 称) ㊟
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載、月割課 税の場合は記載不要)	

- (注意) 1 [略]
- 2 この申請書は、毎年度、納期限までに提出してください。

様式第 196号の 2 (その 2 の 2) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	氏 名 (名 称) ㊟
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載、月割課 税の場合は記載不要)	

- (注意) 1 [略]
- 2 この申請書は、毎年度、納期限までに提出してください。
- 3 [略]

様式第 196号の 2 (その 3) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	氏 名 (名 称) ㊟
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載、月割課 税の場合は記載不要)	

- (注意) 1 [略]

2 この申請書は、毎年度納期限までに提出してください。

様式第 196号の 2 (その 3 の 2) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 法 人	所 在 地	[略]
		名 称	
[略]		[略]	[略]

(注意) 1～3 [略]

4 初めて申請する自動車については、法人の定款等及びナンバープレートを含む自動車全体の写真を申請書に添付し、(新規登録車は申請日から1週間以内に)提出してください。

5 [略]

様式第 196号の 2 (その 4) (第84条の 2 関係)

[略]

[略]	(法人にあっては主たる事務所の所在地) (及び名称並びに代表者の氏名)
[略]	[略]

裏面

[略]

様式第 196号の 4 (第84条の 5 関係)

[略]

[略]	[略]
納付(納入) 通知書番号	[略]
[略]	[略]

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 308号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成28年 4 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 県税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号

2 この申請書は、毎年度、納期限までに提出してください。

様式第 196号の 2 (その 3 の 2) (第84条の 3 関係)

[略]

[略]	申 請 法 人	所 在 地	[略]
		名 称	
[略]		(代表者氏名)	[略]
[略]		法人番号	[略]
[略]		(月割課税の場合は記載不要)	[略]
[略]		[略]	[略]

(注意) 1～3 [略]

4 初めて申請する自動車については、ナンバープレートを含む自動車全体の写真及び法人の定款等を申請書に添付の上、提出してください。ただし、新規登録車で、申請時に写真を添付できない場合は、申請日から1週間以内に写真を提出してください。

5 [略]

様式第 196号の 2 (その 4) (第84条の 2 関係)

[略]

[略]	(法人にあっては主たる事務所の所在地) (及び名称並びに代表者の氏名)
[略]	[略]
個人番号又は法人番号 (右詰めで記載。月割課税の場合は記載不要)	[略]

裏面

[略]

様式第 196号の 4 (第84条の 5 関係)

[略]

[略]	[略]
納 税 通知書番号	[略]
[略]	[略]

[略]

- (2) 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
- (4) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号
- (5) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地
- (6) 株式会社セコマ 北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
- (7) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900 番地
- (8) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番

町 8 番地 8

- (9) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号
- (10) 株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
- (11) ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
- (12) 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
- (13) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号

2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車税

3 委託した収納取扱期間

平成28年 5 月 1 日から平成28年 8 月31日まで

宮崎県告示第 309号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字都井字大迫5110-乙、5111-1、5111-2、5120

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大迫5111-1・5120（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、5110-乙

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 310号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字荷谷山甲2259・甲2264-2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 311号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町中村字古河之原乙5091、字松崎乙5092、字川之口乙5139-1、乙5152

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字松崎乙5092・字川之口乙5139-1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字古河之原乙5091、字川之口乙5152

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 312号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ヲシカ谷5798、5800、5803、5807-1、5810、5811、5814、5818、5820、字合嶋5825、5830-1、字竹ノ迫5877-1、5877-4

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字ヲシカ谷5798・5800・5803（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字貝ノ木6021（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 313号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成28年宮崎県告示第118号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日之影町役場

延岡銀行、河内正昭、河内藤作、岩本彌助、菊池熊市、菊池美智子、菊池松美、菊池松芳、菊池彌助、宮尾勇次郎、宮本繁藏、興梠重太郎、桐木万平、後藤輝磨、後藤光五郎、工藤秋男、広川織衛、甲斐ヒデ、甲斐宇市、甲斐義教、甲斐菊義、甲斐均、甲斐政一、甲斐鶴吉、甲斐定太丸、甲斐定彌、甲斐日出生、甲斐彌市、高尾美枝子、佐藤伊作、佐藤栄市、佐藤華子、佐藤佐七、佐藤時治、佐藤仲男、佐藤茂、佐藤良作、佐保佐源、佐保秀宣、佐保重明、佐保勝義、三宅憲三郎、山室九平、山田参次郎、山本儀太郎、山本重太郎、時枝健太郎、城尾猶藏、新名福四郎、森重市助、西口仁次郎、川久保トキエ、増田彦八、大村松雄、谷川新十郎、中西留平、田崎晴雄、田辺今朝松、藤江キミ、内藤政撃、馬場実、飯弘キヨ子、姫野幸彦、姫野素、富高兵之助、平川幸子、本田ハマノ、本田泉、木野シメノ、有限会社有楽、兒島数松

- 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成28年宮崎県告示第118号によること。

宮崎県告示第 314号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 27-3	株式会社三和通商代表取締役阿部伸司	児湯郡川南町大字川南 18256-141, 13290-3, 13290-4, 13291-6, 13291-7, 13276-	6.00	98.86	平成28年3月11日

8, 里道の一部

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス源藤店 宮崎市源藤町葉山 234番地 他
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成28年2月26日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成28年4月21日から平成28年5月23日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス清武店 宮崎市清武町大字木原字尾ノ下58番27
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 平成28年2月17日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成28年4月21日から平成28年5月23日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小丸川土地改良区(高鍋町)から平成28年3月14日付けで申請の

あった定款の変更を認可した。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公共測量を次のとおり実施する。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (用地測量)

2 作業地域

宮崎市清武町加納

3 作業期間

平成28年4月20日から平成28年7月21日まで

公共測量を次のとおり実施する。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (用地測量)

2 作業地域

宮崎市大字熊野

3 作業期間

平成28年4月20日から平成28年8月12日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年4月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 トナーカートリッジ等の単価契約
- (2) 納入期限 契約締結の日から平成29年3月31日まで
- (3) 納入場所 指定場所
- (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格要件
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
 - (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
 - (3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再

生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

- (6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成28年5月27日午後5時までに下記12の場所に提出(郵送での提出可。ただし、平成28年5月27日午後5時必着とする。)しなければならない。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加届(参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出しなければならない。)
- (2) 納入物品一覧表(仕様書で示す参考商品以外の商品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、平成28年5月27日午後5時までに事前承認を受けなければならない。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985(31)0110

(2) 期間 平成28年4月21日から平成28年6月1日まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 資格要件の審査を申請する場所及び期間

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985(31)0110

(2) 期間 平成28年4月21日から平成28年5月27日まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985(31)0110

(2) 期間 平成28年4月21日から平成28年5月27日まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書を送付により提出する場合の提出場所、提出期限及び提

出方法

(1) 場所

〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985 (31) 0110

(2) 提出期限

平成28年 6 月 1 日 (水) 午後 5 時 (入札当日に持参する場合を除く。)
(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

8 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所

〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
宮崎県警察本部 7 階 703会議室
電話番号0985 (31) 0110

(2) 日時

平成28年 6 月 2 日 (木) 午後 1 時30分

9 入札及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則第 100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の 100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証金保険契約 (契約金額の 100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
郵便番号 880-8509電話番号0985 (31) 0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A Toner Cartridge and the other items. The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March,2017.

(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 27 May,2016.

(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110.

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 7 号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年 4 月21日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成28年 7 月23日 (土) 午前 9 時から午後 5 時頃まで

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番 1 号

鹿児島県警察本部

3 定員

15人 (鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者

(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成28年 6 月13日 (月) から 6 月24日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 雑踏警備 2 級検定合格証明書の写し及び雑踏警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事し

た期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）

カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。

なお、雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。